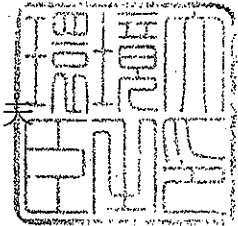


諮問 第 2 6 6 号
環政評発第090819001号
平成 21 年 8 月 19 日

中央環境審議会会長
鈴木 基 之 殿

環 境 大 臣
斉 藤 鉄 夫



今後の環境影響評価制度の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の環境影響評価制度の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 1 1 年の環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）の施行以降、同法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。

一方、同法附則第 7 条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

また、平成 1 8 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画においては、重点分野政策プログラムの一つとして、環境影響評価法について、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講ずることとされている。

同法は既にその施行から 1 0 年を経過しており、法の施行を通して浮かび上がってきた課題等について整理・検討することが必要な時期を迎えている。

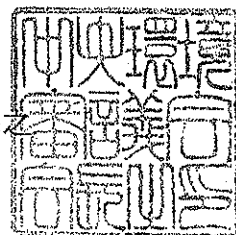
このような状況を踏まえ、今後の環境影響評価制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第 516 号
平成21年 8月19日

中央環境審議会総合政策部会
部会長 鈴木基之殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



今後の環境影響評価制度の在り方について（付議）

平成21年8月19日付け諮問第266号、環政評発第090819001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、総合政策部会に付議する。